

神戸大学と連携協定を締結



協定書を取り交わす中川市長と福田学長

加西市は5月19日、神戸大学との間で、連携協力に関する包括協定を締結しました。同大学で行われた調印式には、加西市から中川市長以下6名、神戸大学から福田秀樹学長をはじめ中村千春理事ら6名が出席しました。

この協定締結を機に、市内鶉野町にある神戸大学大学院農学研究科附属の食資源教育研究センターと特産品の開発や地域農業の活性化に取り組むとともに、鶉野飛行場跡地はじめ、地域の歴史文化遺産の学術調査を行うなど、官学連携を一層推進していきます。

なお、大学との連携協定の締結は神戸大学で4つ目です。

■市長挨拶

お陰様で本日、連携協定に調印することができましたことを大変嬉しく、かつ光栄に存じます。この種の包括協定は、神戸大学様との間で真っ先に調印したかったところですが、漸く今日を迎えることができ、誠に感慨深いものがあります。

全国の多くの自治体同様に加西市も財政が厳しく、また新しい時代を切り拓けるような人材や知見に欠けています。そのような加西市を再生し元気にするために、私は市長就任以来、公民連携や産官学の連携によるまちづくりに取り組んできました。

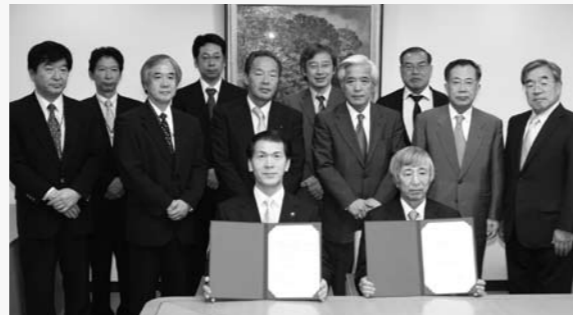
神戸大学様とは取り立てて協定を結ぶまでもなく、これまで

市民病院の運営や医師派遣、あるいは都市計画などの幅広い分野で、実に長きに渡って実質的な連携は積み重ねられ、交通工学、企業立地、文化財調査、食資源、医療技術、バイオマスなどご専門の分野も多岐にわたっています。私は加西市が抱える諸問題のうち、特に環境分野、農業分野での貴学の知財やネットワークに大きな期待を寄せております。

加西市は環境のまちづくりに取り組み、近畿初のバイオマスタウンとなりましたし、全国初のエコアクション21環境認証を取得しています。先日、三洋電機が加西市でリチウムイオン電池の新工場を建設することを正式発表しましたが、環境分野での産官学の連携プロジェクトを強化していきたいと考えています。

もう一点、本来は加西の強みである農業分野での取り組みですが、加西市はもともと豊かな農業地帯であり、戦後早い段階で農地整備が進められたところでもあります。神戸大学様の食資源研究センターはじめ、県立農林水産技術総合センター、農業大学校もあり、じゃがいも等の新品種の開発、より効率的でおいしい健康野菜の生産方法の開発、特産品の開発などの課題があります。このような地域とのコラボレーションを通して、大学の研究を一層具体化させることにもなるのではないのでしょうか。

協定調印はまさにスタートであり、これから成果が問われます。本日の調印を契機として、大学（学問）と自治体（市民）の双方にメリットのあるウィン・ウィンの関係となり、互いに活性化されることを期待しまして、ご挨拶とさせていただきます。



神戸大学での調印式にて

■これまで加西市が協定を締結した大学

大学名	協定期	主な目的	具体的な成果
兵庫教育大学	平成18年10月	教育分野全般、人材育成と能力開発	・市民を対象に子育ての特別公開講座を開催 ・市職員採用試験委員の派遣
関西大学	平成20年4月	自治体公会計改革の研究、環境分野の取り組み	・望ましい公会計の研究 ・加西市新エネルギービジョン策定委員長
東洋大学	平成20年5月	公民連携推進と新しい公共サービスの担い手育成	・公民連携フォーラムの開催 ・加西市型PPP導入可能性調査

【問合せ】 経営戦略室 ☎48700

市民が負担している市職員の時給について

加西市では、職員の意識改革と業務の効率化を進めるために、市長方針を受けて昨年「市民が負担している職員の時間コスト」を公表し、職員本人にも通知しています。市職員が受け取っている給与明細上の給料ではなく、市役所が支払っている人件費総額、即ち市民が負担している給与コスト（時給換算）を通知しています。

これは、全職員に自らの給料の出所を再認識してもらい、市民が負担する時間給に相応しく付加価値の高い仕事、質の高い市民サービスを心がけてもらうことが目的です。

人件費単価：人件費単価とは、給料・手当・賞与のほか、法定福利費（健康保険・年金）や退職手当積立金等、事業主が負担すべき金額を加えた一人あたりの人件費総額を、年間労働時間で除した1時間当たりの単価

超過勤務基準単価：基準単価とは、時間外勤務手当を支給する際の1時間当たりの賃金単価。時間外勤務手当は、平日は基準単価×1.25（22時以降は1.5）、休日は基準単価×1.35（22時以降は1.6）で計算します。なお、課長級・主幹級以上の管理職には、時間外手当は支給されません。

■1時間当たりの年齢別人件費単価・超過勤務基準単価

（単位：円）

年齢	行政職		消防職		技能労務職	
	人件費単価	超勤基準単価	人件費単価	超勤基準単価	人件費単価	超勤基準単価
20～22歳	-	-	-	-	-	-
23～25歳	2,031	1,184	-	-	-	-
26～28歳	2,286	1,312	-	-	-	-
29～31歳	2,651	1,475	3,177	1,649	-	-
32～34歳	2,901	1,623	3,223	1,753	2,760	1,602
35～37歳	3,223	1,800	3,425	1,898	3,125	1,772
38～40歳	3,518	1,973	3,656	2,025	3,496	1,990
41～43歳	3,830	2,156	4,095	2,273	3,409	1,978
44～46歳	4,081	2,281	4,400	2,360	3,715	2,070
47～49歳	4,209	2,346	4,488	2,446	3,838	2,153
50～52歳	4,402	2,434	4,432	2,515	3,883	2,207
53～55歳	4,697	2,530	4,950	2,640	3,941	2,217
56～58歳	5,248	2,738	5,172	2,733	4,055	2,295
59～60歳	5,073	2,690	5,899	2,964	4,164	2,354

■6月の期末手当等を減額

人事院勧告に基づき、国が実施する給与改定に準じ、一般職員に支給する期末勤勉手当（6月30日支給）を減額します。市長、副市長、教育長の手当も減額し、全職員同一支給率になります。5月28日に開催された臨時議会において議決されました。（効果額：5,900万円）

職種	現行支給率	改正支給率	減額月数
市長・副市長・教育長	2.125月	1.95月	0.175月
一般職員	2.15月	1.95月	0.2月

■12月以降の期末手当等を減額（6月議会にて審議中）

景気悪化に伴い、市税収入の大幅な減収が予想され、財政状況が予断を許さない状況にある中、財政立て直しのため、医療職を除き12月以降の期末手当等を次の通り減額するべく、6月議会に上程しています。（効果額：1億1,000万円）

職種	本年12月支給月数	来年6月支給月数	合計
市長	2.325 → 1.425	2.125 → 1.225	4.450 → 2.650（1.8月減）
副市長	2.325 → 1.575	2.125 → 1.375	4.450 → 2.950（1.5月減）
教育長	2.325 → 1.725	2.125 → 1.525	4.450 → 3.250（1.2月減）
一般職（7・8級）	2.350 → 1.850	2.150 → 1.650	4.500 → 3.500（1.0月減）
一般職（4・5・6級）	2.350 → 2.000	2.150 → 1.850	4.500 → 3.850（0.65月減）
一般職（1・2・3級）	2.350 → 2.050	2.150 → 1.950	4.500 → 4.000（0.5月減）

【問合せ】 総務課 ☎48702